

大津市週休2日取組指定型工事実施要領
(土木工事版)

令和7年8月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組指定型工事実施要領(土木工事版)(以下「本実施要領」という。)は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市(大津市企業局を除く)が発注する全ての土木工事(災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く)とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事、並びに別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事は対象外とする。

■適用基準等

本実施要領は、「(土木工事版)週休2日取組指定型工事実施要領」(滋賀県土木交通部)を準用し、令和7年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「(土木工事版) 週休2日取組指定型工事实施要領」(滋賀県土木交通部) 中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等により運用する。

左欄	中欄	右欄
2. 概要	○対象工事は、 <u>土木交通部</u> が発注する全ての土木工事(災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く)とする。また、現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。	○対象工事は、 <u>大津市(大津市企業局を除く)</u> が発注する全ての土木工事(災害復旧工事、単価契約工事、維持作業等を除く)とする。また、 <u>営繕工事、小額工事及び</u> 現地作業が1週間に満たない工事、 <u>並びに別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事</u> は対象外とする。
	○ <u>建築課が発注する建築工事等については、別途定める実施要領による。</u>	<u>※適用しない。</u>
6. 費用(積算方法等) (2) 補正方法	なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日が未達成のものは、 <u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。</u>	なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日が未達成のものは、 <u>大津市契約規則第2.2条第2項第3号において定められた工事請負契約書(様式第5号)第24条の規定に基づき請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。</u>
6. 費用(積算方法等) (3) 対象工事である旨等の明示	記載例(四角囲い)中の次の内容 ～費用の計上に当たっては、「 <u>(土木工事版) 週休2日取組指定型工事实施要領</u> 」により行う。 完全週休2日実施に関する事項は、別添「 <u>(土木工事版) 週休2日取組指定型工事实施要領</u> 」に基づき、実施すること。	～費用の計上に当たっては、「 <u>大津市週休2日取組指定型工事实施要領(土木工事版)</u> 」により行う。 完全週休2日実施に関する事項は、別添「 <u>大津市週休2日取組指定型工事实施要領(土木工事版)</u> 」に基づき、実施すること。